

災害時における段ボール製品等の調達に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と興亜紙業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における段ボール製品等の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、文京区内に地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における段ボール製品等の円滑な調達に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において段ボール製品等を調達する必要があるときは、書面により、乙に対し、物資供給について要請をすることができる。ただし、甲が緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により要請を行うことができるものとする。

2 前項ただし書の場合においては、甲は、乙に対し、事後において速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、第1項に規定する要請を受けたときは、特別の理由がない限り、直ちに甲に協力するものとする。

（段ボール製品等の範囲）

第3条 甲が供給を要請する段ボール製品等の範囲は、次のとおりとし、乙において供給可能な品目及び数量とする。

- 1) 段ボール製簡易ベッド
- 2) 段ボール製シート
- 3) 段ボール製間仕切り
- 4) その他乙の取扱商品で甲が必要があると認めたもの

（段ボール製品等の引取り）

第4条 段ボール製品等の引取場所については、甲が指定するものとし、甲は、当該場所において、これを引き取るものとする。

2 乙は、段ボール製品等を引き渡すときは、品目及び数量を記載した納品書を引取場所を管理する甲の職員又は甲の指定する者（以下「引取人」という。）に提出するものとする。

3 引取人は、前項の規定により提出された納品書を受け取ったときは、段ボール製品等の品目及び数量を確認し、受領書を発行するものとする。

（運搬体制の確保）

第5条 段ボール製品等の運搬については、乙又は乙が指定する者が行うものとする。ただし、当該者が行うことが困難である場合は、甲又は甲が指定する者が行うものとする。

2 乙（前項ただし書の場合にあつては、甲）は、段ボール製品等の運搬に使用する車両について、緊急通行車両（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条第1項に規定する緊急通行車両をいう。以下同じ。）に係る事前届出を関係機関に行い、運搬体制の確保に努めるものとする。

3 甲は、段ボール製品等の運搬に使用する車両が緊急通行車両として通行できるよう可能な限り配慮するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、乙の協力により調達された段ボール製品等の代金及び運搬の費用を負担するものとする。

2 前項の段ボール製品等の代金及び運搬の費用については、災害発生時の直近の価格を基準とし、甲及び乙が協議した上で決定するものとする。

（損害補償）

第7条 甲の要請に基づき、乙がこの協定に基づく業務に従事したことにより、当該業務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は当該業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年7月文京区条例第16号）の規定に準じ、その損害を補償するものとする。ただし、当該者が他の法令による療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事由については、その受けた限度において損害補償の責めを免れるものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、この協定に規定する事項を円滑に実施するため、連絡責任者、電話番号等の情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（防災訓練等）

第9条 乙は、甲から要請があつたときは、甲の実施する防災訓練等に可能な範囲で参加し、協力するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲及び乙が協議した上で決定するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の3月前までに、甲又は乙から解除又は変更の申出がないときは、当該期間は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

甲と乙は、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年8月5日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲 文京区
代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都北区赤羽北一丁目16番3号
乙 興亜紙業株式会社
代表者 代表取締役社長 平岡 利章